

三重県社会人バスケットボール連盟

『連盟規約』

第1章 総 則

第1条 (名称)

本連盟は、三重県社会人バスケットボール連盟（以下「本連盟」）と称し、英文においては MIE-PREFECTURE SOCIETY BASKETBALL FEDERATION（英文略称 M S B F）と表示する。

第2条 (組織)

本連盟の加盟資格は（一社）日本社会人バスケットボール連盟（以下「J S B F」）の定款及び規約に準ることとし、本連盟の目的に賛同する会員（第6章）をもって組織する。

第3条 (事務局)

本連盟は事務局を理事会の指定する場所に置く。

第4条 (目的)

本連盟は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「J B A」）の傘下団体とし、一般社団法人三重県バスケットボール協会と緊密な連携のもとに、三重県社会人バスケットボール競技の統括団体として、バスケットボール競技の健全な普及及び技術の向上、生涯スポーツの推進、並びに加盟チームの相互の発展、親睦、ファミリーで競技に参加し次世代への継承を図ることを目的とする。

第5条 (加盟義務)

一般社団法人三重県バスケットボール協会の社会人を代表する唯一の団体として、一般社団法人三重県バスケットボール協会に加盟する。

第6条 (遵守義務)

J B Aの定款、基本規程及びこれに付随する諸規程並びに国際バスケットボール連盟（以下「F I B A」）並びF I B A ASIAの諸規程並びにスポーツ仲裁機構（以下「C A S」）及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機（以下「J S A A J」）の仲裁関連規則のほかJ B A、F I B A、F I B A ASIA、C A S及びJ S A A Jの指示、指令、命令、決定並びに裁定等を遵守する義務を負う。またJ S Bの定款、各種規程及びこれに付随する諸規程を遵守し、J S Bの指示、指令、命令、決定並びに裁定等を遵守する義務を負う。

- 2 人種、性、言語、宗教、政治またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別は、いかなるものであれ、厳格に禁止されるものとし、これに反する場合は、本規約及び附属規程に従って懲罰の理由とされることがある。
- 3 加盟・登録団体及び選手等は、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟及び日本中学校体育連盟の5団体が採択した「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」及び「スポーツを愛するすべての人へ」を尊重するものとする。
- 4 加盟・登録団体及び選手は、本連盟の組織運営を含むバスケットボールに関連した紛争を通常の裁判所に提訴してはならない。

第7条 (事業)

本連盟は第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 三重県社会人バスケットボールO P E Nリーグ及びO Aリーグ
- 2 全日本社会人0-40/0-50バスケットボール選手権大会三重県予選及び東海ブロック予選
- 3 日本社会人フレンドリーシップ大会F S 4 0、F S 5 0、F S 6 0三重県予選
- 4 全日本社会人バスケットボール選手権大会三重県予選及び東海ブロック予選
- 5 地域リーグの運営及び協力
- 6 審判及びT O講習会
- 7 一般社団法人三重県バスケットボール協会より運営指示を受けた大会
- 8 その他連盟の目的達成に必要な事業

第8条 (事業年度)

本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 役員

第9条 (役員等の設置)

本連盟に次の役員を置く。

会長／1名、副会長／若干名

名誉役員として名誉会長／若干名、名誉顧問／若干名、顧問／若干名

理事／10名以上20名以内とし、理事長1名、副理事長若干名また各委員長（局長）を常任理事、各副委員長（次長）を理事とする。

監事／2名以内

第10条 (会長及び副会長)

会長及び副会長は、理事会の推薦及び承認において就任する。

会長は本連盟を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第11条 (理事の職務及び権限)

理事は理事会の推薦を得て総会において代議員の承認を得て就任する。理事は理事会を構成し本連盟の運営に関する常務を掌る。

理事長は本連盟のすべての業務を統轄する。

副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

第12条 (代議員の職務及び権限)

代議員は、会員の実務代表者で本連盟の運営に関する重要事項を審議決定する。また総会において会員議決権を有し採決にあたる。

第13条 (監事)

監事は、理事会の推薦及び承認において就任する。監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。

(2) その他監事に認められた権限を行使すること。

第14条 (名誉役員)

名誉役員として、名誉会長、名誉顧問及び顧問を理事会の推薦により置くことができる。

名誉役員は、理事会の推薦及び承認を得て、会長がこれを委嘱する。

第15条 (常任理事)

常任理事は、理事長、副理事長及び各専門委員会の委員長を兼ねる理事をもって構成し、常任理事は常任理事会を構成し、理事会の決定、承諾事項を執行すると共に第4条の目的を達成するための業務を企画する。

第16条 (専門委員会)

専門委員会は理事会で決定し、専門委員長は理事会で推薦し承認する。また専門委員長は常任理事として常任理事会への参加または専門委員会を開催し業務を遂行する。

第17条 (会長・副会長・理事・監事の任期・補充)

会長・副会長・理事・監事の任期は、2ヶ年とする。ただし、留任を妨げない。会長・副会長・理事・監事に欠員が生じたときは、適時これを補充する。補充された会長・副会長・理事・監事の任期は、前任者の残任期間とする。

第18条 (会長・副会長・理事・監事の就任及び定年)

会長・副会長・監事は、就任時においてその年齢が70歳未満でなければならない。なお、会長・副会長・監事が任期の途中において70歳の満年齢を迎えた場合は、その役員は任期が終了するまで役員とし在任することとする。また理事においては就任時の年齢は原則60歳未満とし、それ以後の理事再任は原則行わない。

第19条 (名誉役員の任期)

名誉役員の任期は特に規程はない。

第20条 (役員の解任)

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。ただし、この場合、理事会で決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められたとき。
- (3) 理事会において、総理事の議決権の3分の2以上に当たる多数となつた場合。

第3章 総 会

第21条 (種別)

本連盟の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

第22条 (構成)

総会は役員及び会員により推薦された者で行う。

- 2 総会における議長は出席理事又は委員の中から選出し、議長が議事の進行を図る。

第23条 (権限)

総会はこの規約に規程するもののほか、事業計画及び事業報告、事業予算案及び事業決算報告、役員選出、規約の改正及びその他重要な事項等について決議する。

第24条 (開催)

定期総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - ①理事会が必要と認めたとき。
 - ②役員の過半数の者から請求があったとき。
- 3 開催地は、理事会の決議により決定された場所において開催する。

第25条 (招集)

総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の1週間前までに書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

第26条 (決議)

総会の決議は、代議員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数以上の承認を持って決する。

会員は総会における一議決権を有する。

可否同数の時は議長がこれを決する。

第27条 (代議員の権限)

総会における代議員の決議は次の事項とする

- (1) 理事の承認
- (2) 事業報告・事業計画の承認
- (3) 決算・予算の承認
- (4) 連盟規約の変更
- (5) その他、理事会で認められる重要な事項

第28条 (議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会出席者総数
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の要領及びその結果並びに発信者の発言の要旨
- 2 議事録には、議長並びに出席した理事のうちからその会議において選出された議事録署名2名以上が署名押印しなければならない。

第4章 理事会等

第29条 (構成)

本連盟に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第30条 (権限)

理事会は、この連盟規約に定めるもののほか、次の職務を行つ。

- (1) 総会の日時、場所、及び総会の目的事項の決定
- (2) 規約及び規程等の制定、廃止及び変更に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、本連盟の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 名誉役員の推薦及び承認。ただし会長の委嘱権限
- (6) 会長、副会長及び監事の推薦及び承認
- (7) 理事の推薦及び承認。ただし総会での代議員承認権限
- (8) 部会長が必要と認められるときの選出

第31条 (理事の議決権)

各理事は理事会における一議決権を有する。

第32条 (種類及び開催)

理事会は常任理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 常任理事会は、3ヶ月に1回、毎年計4回開催する。また、常任理事のうち専門委員長を兼ねる者が出席出来ない場合は副委員長の出席を求める。
- 3 臨時理事会は、役員から招集の請求があるとき、または理事長が必要と認めたときに開催する。

第33条 (招集)

各理事会は理事長が招集する。

- 2 各理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事に対して書面又は電磁的方法において、その通知をしなければならない。
- 3 各理事会に理事以外の役員の招集を請求する場合、理事長が書面又は電磁的方法において招集する。
- 4 理事は各理事会のうち概ね3分の2以上出席しなければならない。

第34条 (議長)

各理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

第35条 (決議)

各理事会の決議は、この連盟規約に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって決する。

- 2 全理事が確認の上、書面又は電磁的方法で議決が過半数を超えた場合、理事会での決議と同様とする。

第36条 (議事録)

各理事会の議事については、議事録を作成し、議長並びに出席した理事のうちからその会議において選出された議事録署名人1名以上が署名押印しなければならない。

第5章 専門委員会

第37条 (目的)

連盟規約第1章第4条の目的を遂行するため、また第2章第18条各委員長の任務を遂行するため、本連盟に専門委員会をおく。

- 2 この専門委員会は、ブロック大会又は全国大会等の自県開催時においても、理事会が必要とする時に置く。

第38条 (構成)

総務委員会、競技委員会、審判委員会、T.O委員会、強化委員会、事業委員会、財務委員会、事務局の各専門委員会（以下「委員会」）で構成する。

- 2 各委員会には、それぞれに理事から委員長を置き、各チームからは委員を置く。必要な場合には副委員長を理事から置くことができる。
- 3 委員は各チームから代表を選出し、理事会の承認を得る。委員会における委員の数は特に制限しない
- 4 各専門委員は任期途中に他の専門委員会に移籍することがある。
- 5 専門委員会は、その大会が終了し理事会の指示があった日に解散する。

第39条 (会議)

専門委員会は理事長が必要と認めたとき及び、各委員会の委員長より理事会に専門委員会開催の請求があつた場合、理事長の承認を経て開催する。

- 2 専門委員会は各委員長が理事長の承認を得て、委員会を開催し理事会の決議事項の具体的指示に従って専門とする任務について活動する。

第40条 (職務)

委員会は、第40条に規定する総務委員長、競技委員長、審判委員長、TO委員長、強化委員長、事業委員長、財務委員長、事務局長を代表として、別途定める専門委員会規程のそれぞれの任務及び理事会から付託された懸案事項について企画・研究をし、又は関係業務を遂行するなどして役員会へその結果を報告する。

- 2 各副委員長(次長)は各委員長(局長)を補佐してそれぞれの事務等を処理する。
- 3 各委員会の主な職務は理事会の決議を経た当連盟専門委員会規程による。

第6章 会員

第41条 (チーム加盟・競技者登録)

JBA若しくは本連盟の実施する事業に参加しようとするチーム及び競技者は、毎競技年度の当初においてJBA登録システムより本連盟に加盟登録しなければならない。本連盟への加盟手続きについては、JSBF加盟登録規則に準ずる。

- 2 競技者は、2つ以上の加盟チームに登録することはできない。
- 3 加盟、登録しようとするチーム及び競技者は、毎年5月末日までに加盟、登録の手続きを完了しなければならない。
- 4 加盟チーム及び競技者は、JBAの定める加盟料・登録料を指定する期日までに納入しなければならない。
- 5 本連盟に加盟登録し、一般社団法人三重県バスケットボール協会、JSBF及びJBAにも加盟登録しなければ本連盟の主催する競技会に参加することができない。

第42条 (チーム遵守事項)

本連盟加盟チームは次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 加盟チームは、別に定める「ユニフォーム規程」に規定するユニフォームを用意すること。また、第三者のための広告を表示することができる。
- (2) 加盟チームはJBAが定める審判資格を有する者を、自己のチームに所属する審判員として1名以上登録しなければならない。
- (3) 加盟チームはJBAが定めるJBA公認E-1級コーチ以上の資格を有する者を、自己のチームに所属する公認コーチとして1名以上登録しなければならない。ただし、ブロック大会等以上はD級以上を求められる場合がある。この場合、大会参加規程違反として大会の出場が出来ない場合でも本連盟は責を負わない。

第43条 (選手)

選手は、本連盟の規約並びにこれらに付随する諸規程を遵守しなければならない。

- 2 選手は、プレイクリーンと非暴力の精神に則り、それに従って行動しなければならない。
- 3 選手は、国際オリンピック委員会（IOC）及びFIBAの規約に従って遂行される医療検査と管理、特にドーピング検査についても応じなければならない。またドーピング禁止に関する違反行為については、日本ドーピング防止規律パネルが決定する。
- 4 IOC及びFIBAが定める禁止物質の使用行為をしてはならない。
- 5 公式試合の結果に影響を与える不正行為への関与をしてはならない。

第44条 (議決権)

会員には代議員として1名の登録を年度当初にMSB宛に届け出なければならない。

登録された代議員には総会においてチームの一議決権を有する。

第7章 財産及び会計

第45条 (財産の構成)

本連盟の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 事業を伴う収入
 - (2) 補助金
 - (3) 各種協賛金
 - (4) 寄付金品
 - (5) 資産から生ずる収入
 - (6) 計器類(事業運営に係る保有物)
 - (7) その他の収入
- 2 本連盟の経費は、D-Fund、大会参加料、助成金、寄付金、その他を持ってこれに充てる。

第46条 (事業年度)

本連盟の事業年度は、第1章第8条の事業年度に準ずる。

第47条 (事業計画及び事業予算)

本連盟の事業計画及び事業予算については、毎事業年度開始日の全日までに各委員長が作成し、理事会の承認を得なければならない。ただし、上部団体からの要請で早期の作成及び提出を求められた場合、事業計画案及び事業予算案として提出することができる。

第48条 (事業報告及び事業決算)

本連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事業報告は関連委員会で書類を作成し、事業決算については財務委員会で書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定期総会に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 本決算は一般社団法人三重県バスケットボール協会の監査後、D – f u n d を含めた決算として J B A に提出し再監査を受け承認を受ける。

第8章 懲罰

第49条 (趣旨)

本章の規約は、本連盟に加盟または登録する団体及び個人（選手、指導者等チームスタッフ、審判員及び役員その他関係者）に対して本連盟が科す懲罰及びその運用に関する事項を懲罰・倫理規定に定める。

第50条 (懲罰の種類等)

競技及び競技会に関連する懲罰については「規律案件」とする。

- 2 上記以外に関連する懲罰については、「裁定案件」とする。
- 3 加盟チーム及び登録競技者が本規程に違反した場合、規律・裁定案件に関し違反等を行った場合は本連盟の理事会で審議する。
- 4 本連盟主催の大会において規律案件に関する違反等を行った場合、本連盟の理事会を開催し審議し、J S B F の規律委員会に報告し、懲罰を科すことができる。また、重大な懲罰が見込まれる場合は J B A の規律委員会に移管する。
- 5 本連盟主催の大会において裁定案件に関する違反等を行った場合、本連盟の理事会を開催し審議し、J S B F の裁定委員会に報告し、二次対応者として J B A が検討し、一般社団法人三重県バスケットボール協会若しくは J B A の裁定委員会において懲罰を科すことができる。また、重大な懲罰が見込まれる場合は J B A の規律委員会に移管する。
- 6 一般社団法人三重県バスケットボール協会主催の大会においては、一般社団法人三重県バスケットボール協会基本規定及び規律規定に準ずる。
- 7 本連盟理事会において独自処分と判断されたものについては、本連盟で処遇検討する。
- 8 その他の必要事項については、J B A 基本規程及び J S B F 基本規程に準ずる。

第9章 附 則

第51条 (連盟規約の変更)

この連盟規約は、定期総会において第3章第26条により決議を受けなければ変更することはできない。

第52条 (関連規程)

本連盟規約に準ずる執行上必要な関連規程は別途定める。

第53条 (連盟規程の変更)

本連盟の関連規程は理事会の決議により変更することができる。

第54条 (施行)

- 1 本規約は2018年4月29日 施行する。
- 2 2019年3月24日一部改訂
- 3 2020年3月29日一部改訂
- 4 2021年3月28日一部改訂
- 5 2022年3月20日一部改訂
- 6 2024年3月24日一部改訂